

2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

施策の大綱が目指すまちのイメージ

■心と体の豊かさを感じられるまち

人々が住み慣れた地域において、心身ともに健康で生きがいを持ちながら充実した生涯を過ごせる「心と体の豊かさを感じられるまち」を目指します。

基本施策の大綱

健康で生きがいを持てる暮らしの充実

基本施策

健康づくりの推進と地域医療の充実

地域福祉力の向上

高齢者の地域生活支援の充実

障がい者の自立と社会参加の促進

学びによる生きがいの創出

文化芸術の推進

スポーツの推進



2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(1) 健康づくりの推進と地域医療の充実



目指す姿

市民一人ひとりが、生き生きと健康に暮らしています。

現状と課題

- 本市は、平成22年度から健康都市連合*¹に加盟しており、暮らしの質を高めるための健康づくりの取り組みを推進しています。WHOが提唱する「健康都市」の実現のために、本市ではそれぞれのライフステージに応じた情報提供や各種検診、健康教室など様々な事業を実施し、市民の生涯にわたる健康づくりの支援を行っています。今後も、免疫力維持につながる適度な運動や食習慣のほか、余暇活動、地域における健康づくり活動といった健康文化が浸透し、市民が心身ともに健康で幸せに暮らすことができる環境づくりを進め、健康都市としての取り組みを一層推進していく必要があります。
- 本市では、市民の健康寿命の延伸を目指し、亀山医師会・亀山歯科医師会と連携しながら、各種がん検診、特定健康診査*²、特定保健指導、歯周病検診等を推進していますが、特定健康診査等の受診率は低い水準にあります。今後は、それぞれのライフステージに応じた情報提供を積極的に行い、各種検診等の受診率の向上と更なる推進を図るとともに、生活習慣病*³の予防や早期発見、重症化予防に取り組む必要があります。
- 高齢社会が進展する中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう市民の健康を支える地域医療体制の充実が求められていることから、本市では、健康と医療に関する取り組みを、「亀山市健康・医療推進計画」により、一体的・総合的に推進しています。また、多職種連携会議を設置し、医療と介護の連携の強化を推進するとともに、三重大学をはじめとする関係機関との連携強化を図っています。今後は、関係機関との連携を強化するとともに、地域医療体制の充実を図り、安心して医療を受けられるまちづくりを進める必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症については、県や医療機関等の関係機関との連携の下で感染拡大の状況を見極めつつ、「新型コロナウイルス感染症対策本部」を中心に総合的な対策を講じるとともに、新型コロナウイルスワクチン接種室を設置し、迅速かつ円滑なワクチン接種に努めています。今後は、感染動向等を見据えた上で、的確かつ効果的な取り組みを推進していく必要があります。また、その他の感染症についても感染症の発症や重症化を防止するため感染症に関する情報提供を行うとともに関係機関との連携を強化し、定期予防接種に加え任意の予防接種を勧奨していく必要があります。
- 市立医療センターは、開院から30年にわたり、公立病院として地域医療確保のため良質な医療を持続的に提供してきましたが、令和元年9月の厚生労働省による全国の公立・公的病院の再編・統合に関する公表の中で、当センターが再編・統合の対象の一つに含まれるなど、その経営状態は依然として厳しい状況にあります。一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、地域医療拠点としての重要度は高まっており、今後は、地域医療を支える役割を果たせるよう経営改善を図るとともに、地域包括ケアシステム*⁴を支える地域医療機関としてさらなる充実と、在宅医療*⁵の推進を図る必要があります。

2

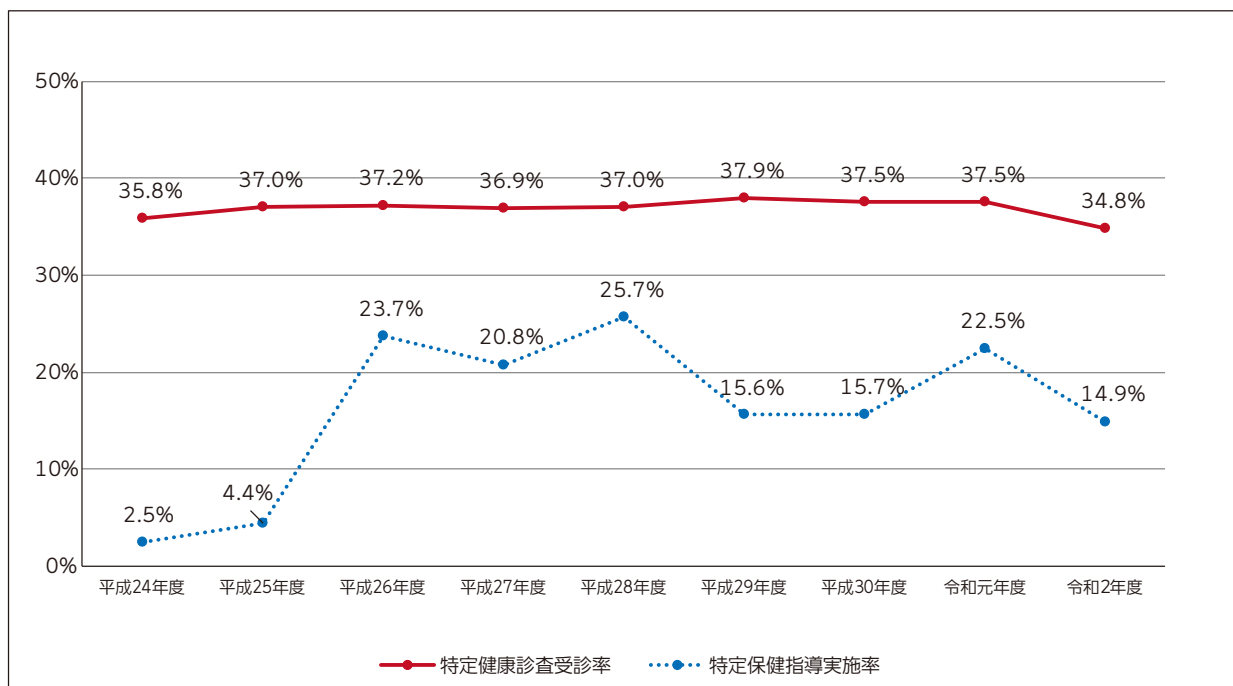
健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(1)

健康づくりの推進と地域医療の充実

- 国民健康保険制度が抱える被保険者の年齢が高く医療水準が高い退職者や、年金生活者が多く所得水準が低いなどの構造的な課題を解決するため、平成30年度（2018年度）から都道府県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険制度の安定化を図っています。このような中、本市では、雇用状況の変化等に伴い、被保険者数は減少しているものの、一人当たりの医療費が増加傾向にあり、依然として厳しい財政状況にあります。今後は、健全な財政運営を目指し、国民健康保険事業の財政基盤を強化するため、保険者努力支援制度*6の視点から、医療費の適正化に向けた取り組みを推進する必要があります。また、令和7年（2025年）には、団塊の世代*7が全て75歳以上となるため、国民の4人に1人が後期高齢者になるといわれており、後期高齢者医療事業も含めた公的医療保険制度の安定的かつ継続的な運営を図る必要があります。

■特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の推移



(資料：市民課)



*1 2003（平成15）年にWHO西太平洋地域で設立された健康都市づくりに取り組む都市間の国際的なネットワークのこと。国際的な協働を通して健康都市の発展のための知識や技術を開発することを目的としている。
 *2 生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的としている健康診査のこと。
 *3 食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群のこと。糖尿病、心臓病、脳卒中などがあげられる。
 *4 2025（令和7）年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。
 *5 医師のほか、訪問看護師、薬剤師や理学療法士（リハビリ）等の医療関係者が、患者の住居に定期的に訪問して行う、計画的・継続的な医学管理・経過診療のこと。
 *6 国民健康保険保険者による医療費適正化への取組など保険者機能の強化を促す観点から、適正かつ客観的な指標に基づき、都道府県や市町村ごとに保険者としての取組状況や実績を点数化し、それに応じて国から交付金を交付することで、国保の財政基盤を強化する制度。
 *7 日本において、第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代。

2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(1) 健康づくりの推進と地域医療の充実

施策の方向

①「健康都市」の推進

- ◆すべての市民が生涯にわたり健康的な生活を送ることができるよう、健康づくりに関する意識の醸成や健康的な生活習慣の定着など、健康寿命*¹の延伸に向けた取り組みを市民とともに推進します。

②健康な暮らしの支援

- ◆健康で質の高い生活を送るため、ライフステージごとの特性を踏まえ、生涯を通じた切れ目のない歯と口腔の健康づくりに取り組みます。
- ◆正しい食生活についての普及啓発や生活習慣病*²の予防等、関係機関と連携し、食を通じた健康づくりに取り組みます。
- ◆こころの悩みを抱える人が早期に受診行動をとれるよう、正しい知識を普及するとともに、関係機関と連携し、相談機能の充実を図ります。

③疾病予防と重症化予防の推進

- ◆がんや心臓病、脳卒中等の生活習慣病等の予防や早期発見・早期治療につなげることができるよう、健（検）診の受診率の向上を図るとともに、それぞれのライフステージに応じた情報提供や各種検診・相談体制の充実を図ります。
- ◆特定健康診査*³等の受診率の向上を図り、市民の糖尿病予防対策等の生活習慣病の予防につなげるとともに、亀山医師会・医療センターと連携し、糖尿病性腎症重症化予防に取り組みます。

④地域医療体制の強化

- ◆デジタル技術を活用した地域医療連携システム*⁴を効果的に運用し、医療・介護の多職種による連携体制の強化を図ります。
- ◆市民の安心につながる救急医療体制も含めた地域の医療体制充実のため、地域の医療機関等との連携強化に取り組むとともに、亀山地域医療学講座*⁵の活用を図ります。また、かかりつけ医制度*⁶の普及啓発に努めます。

⑤感染症対策の推進

- ◆感染症の地域での流行や重症化予防を図るため、感染症に関する正しい知識の啓発と接種勧奨による接種率の向上を図ります。
- ◆新型コロナウイルス感染症について、発熱外来やPCR検査等の診療・検査体制の強化を図るとともに、関係機関との連携の下、新型コロナウイルスワクチンの接種を計画的に進めるなど、総合的な感染症対策を講じます。

⑥医療センターの機能強化と経営健全化

- ◆亀山医師会や地域の医療機関との連携強化と役割分担によって、24時間365日の救急医療体制の充実強化を図ります。
- ◆医療センターにおける安定的な医療提供のため、医師や看護師の確保に努めるとともに、老朽化し

2

健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(1)

健康づくりの推進と地域医療の充実

た施設の整備及び医療機器の更新を計画的に実施し、医療センターの機能強化を図ります。

- ◆医療センターが地域医療における重要な役割を果たせるよう、適正規模の地域包括ケア病床*7を確保するとともに、在宅医療*8を推進します。
- ◆地方公営企業法の全部適用のメリットを生かした機動的かつ柔軟な病院運営を行うことにより、経営の健全化を図ります。

⑦安心できる公的医療保険制度の運営

- ◆国民健康保険事業の安定的かつ健全な運営のため、保険料収納率の向上や医療費の適正化を図るなど、国民健康保険事業の財政基盤を強化します。
- ◆後期高齢者医療制度の安定的かつ継続的な運営のため、三重県後期高齢者医療広域連合と連携・協力しながら、保険料収納率の向上及び医療費の適正化を推進します。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
健康マイレージの延べ参加者数	908人 (令和2年度)	4,000人 (令和7年度)
特定健康診査の受診率	34.7% (令和2年度)	65.0% (令和7年度)
がん検診の受診率	胃がん 28.8% 肺がん 25.0% 大腸がん 23.7% (令和2年度)	胃がん 30.5% 肺がん 27.0% 大腸がん 25.5% (令和7年度)
医業収支比率	86.8% (令和2年度)	99.8% (令和7年度)
国民健康保険事業における被保険者1人当たりの医療費	398,389円 (令和2年度)	396,000円 (令和7年度)
後期高齢者医療事業における被保険者1人当たりの医療費	779,330円 (令和2年度)	725,000円 (令和7年度)

(1) 健康づくりの推進と地域医療の充実

*1 世界保健機関（WHO）が2000（平成12）年に提唱した指標で、日常的な介護を必要とせず、心身とも自立して暮らすことのできる期間のこと。現在では、単に寿命の延伸だけでなく、健康寿命をいかに延ばすかが課題となっている。

*2 食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群のこと。糖尿病、心臓病、脳卒中などがあげられる。

*3 生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的としている健康診査のこと。

*4 複数の医療機関施設のシステムをネットワーク化して、診療情報を共有するシステムのこと。

*5 2011（平成23）年6月から亀山市の寄附により三重大学に新たに設置された寄附講座のこと。医療センターを主なフィールドとして、実際の診療等を通じ、医療保健体制に関する研究・教育が行われている。

*6 身近で何でも相談でき、必要に応じて他の医療機関を紹介し、介護や福祉と連携して患者の在宅生活をサポートする「かかりつけ医師」をもつことを推奨する制度。

*7 入院治療後、病状が安定した患者に対して、リハビリや退院支援など、効率的かつ密度の高い医療を提供するために、厳しい施設基準をクリアし、国から許可を受けた在宅復帰支援のための病棟。

*8 医師のほか、訪問看護師、薬剤師や理学療法士（リハビリ）等の医療関係者が、患者の住居に定期的に訪問して行う、計画的・継続的な医学管理・経過診療のこと。

2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(2) 地域福祉力の向上



目指す姿

市民が、地域での見守りや互いの支え合いの活動により、安心して生き生きと暮らしています。

現状と課題

- 本市では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、行政計画である第2次亀山市地域福祉計画と亀山市社会福祉協議会が主体となって策定する亀山市地域福祉活動計画を一体化し、亀山市社会福祉協議会、民生委員・児童委員や福祉委員、地域まちづくり協議会等、多様な主体と連携し地域福祉を総合的に推進しています。今後は、高齢化の進展等により、多様化の進む地域の福祉課題の解決を図るため、各計画の施策を一体的に推進するとともに、その基盤となる支援体制づくりが求められています。
- 本市では、亀山市社会福祉協議会内に設置されたボランティアセンターを中心に、ボランティア活動のコーディネートが行われています。しかし、支援を必要とする人は多様な福祉課題を抱えており、きめ細かな、寄り添う支援が必要であることから、ボランティア活動の活発化や学校等と連携した福祉教育推進事業等を推進するなど、ボランティアの担い手の更なる確保と層の拡大を図る必要があります。
- 本市では、総合保健福祉センターを保健・福祉の総合的な拠点として、相談機能や提供するサービスの充実を図っています。一方で、総合保健福祉センターを拠点とする活動団体については偏りや高齢化が進んでいることから、新たな活動団体の発掘・育成に努める必要があります。
- 社会保障制度の改革が進む一方で、既存の法制度では支援することが困難なゴミ屋敷問題やひきこもり等、地域課題の複雑化・複合化が顕在化しています。地域における助け合いや支え合い活動を促進するため、CSW（コミュニティソーシャルワーカー*1）や相談支援包括化推進員*2がより一層の協働を図り、各分野の関係機関との有機的な連携による包括的かつ伴走的に支援を展開する重層的な支援体制を構築する必要があります。
- 一人暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯が増加するとともに、地域における近所同士のつながりも希薄化が進んでいます。そのような中、本市では、住民同士が互いに見守り助け合えるしくみづくりに加え、気軽に立ち寄れる身近な居場所づくりを進めており、今後は、地域における担い手の発掘・育成を図るとともに、世代や属性を問わない居場所づくりを推進する必要があります。
- 社会経済の不安定化による格差拡大が進む中、生活困窮に陥る要因も多様化しています。本市では、生活困窮者に対する住居確保や家計改善等の支援に加え、安心して生活を送ることができる最後のセーフティネットとして、生活保護制度の適正な運用を図っています。今後は、生活保護の被保護世帯の自立に向けた支援を行うとともに、様々な福祉課題を抱えた生活困窮者世帯への対応を早期に行うことができるよう、生活困窮者世帯を地域で支えるしくみづくりが求められます。
- 子どもの貧困やひきこもり等に関する課題は複雑化しており、家庭ごとに固有の事情が存在している場合が多く、経済的な支援だけでなく文化的側面も含めたきめ細かな対策が求められています。子どもや若者が安心して暮らすことができるよう、教育と福祉の連携を強化するなど、各関係機関との協働や地域資源の活用等、包括的な支援を行う必要があります。

*1 生活上の課題を抱える個人や家族を支援する「個別支援」と、それらの人びとが暮らす生活環境の整備や住民の組織化などを行う「地域支援」を展開・実践するために配置された市の職員又は関係団体のメンバー。

*2 育児、介護、障がい、貧困など複合的・複雑化したニーズに対応するために、自立相談支援機関、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、福祉事務所、社会福祉協議会など、地域における相談支援機関を円滑にコーディネートする業務を行う専門員。

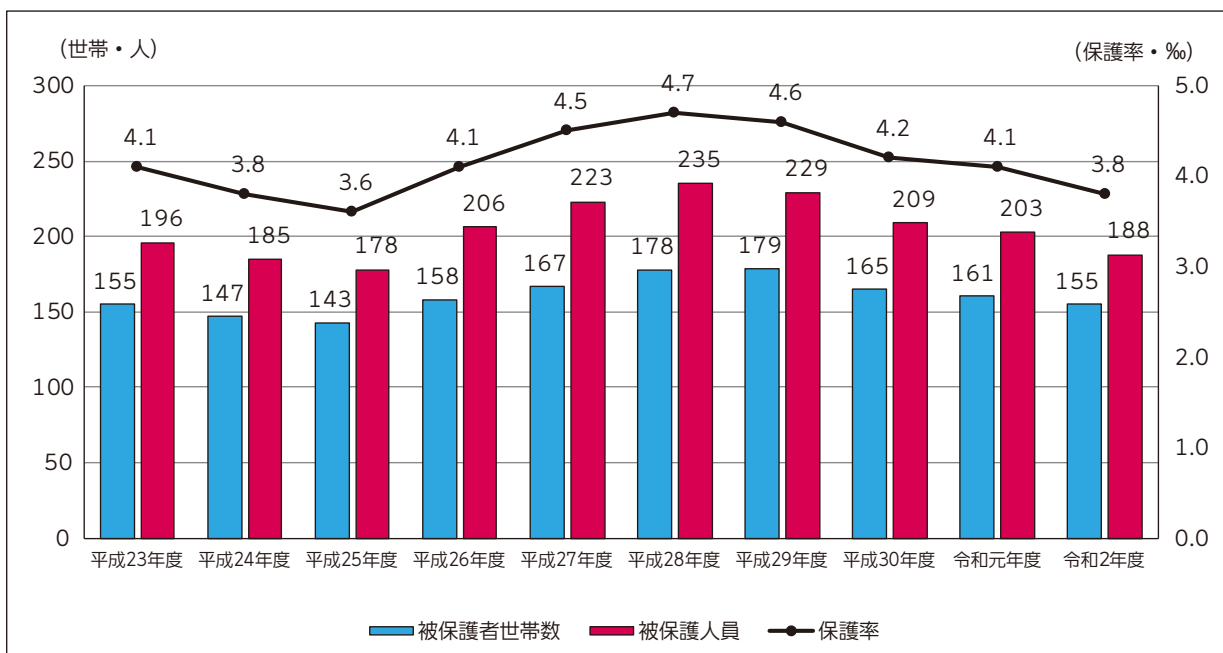
■ 亀山市ボランティアセンターの登録者数の推移

(単位：人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
亀山市ボランティアセンターの登録者数	695	697	641	755	719

(資料：地域福祉課)

■ 生活保護の被保護世帯数・人員数の推移



(資料：地域福祉課)

2

健康で生きがいを持
てる暮らしの充実

(2)

地域福祉力の向上



2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(2) 地域福祉力の向上

施策の方向

①地域福祉を支える人と組織の育成

- ◆福祉委員等の地域における支援者の確保・育成を図るとともに、世代や属性を超えたボランティア活動が展開されるよう、ボランティアの担い手の裾野を広げながら、支援者間の連携を図ります。
- ◆総合保健福祉センターの施設の充実を図りながら、多様な地域福祉活動の場を創出します。

②安心して福祉サービスを利用できる環境づくり

- ◆きめ細やかな地域活動を展開するため、亀山市社会福祉協議会との連携の更なる強化を図ります。
- ◆複雑化・複合化する地域の福祉課題に対応するため、属性を問わない相談支援、社会とのつながりを作る参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する亀山版重層的支援体制^{*1}を確立します。
- ◆障がい者や認知症など日常生活に不安のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度^{*2}における中核機関機能の設置等、支援体制の充実と利用の促進を図ります。

③地域での助け合い・支え合いの促進

- ◆身近な場所に世代や属性を超えた交流ができる場や居場所づくりを進めながら、地域の絆やつながりを生かした活動の活性化を図ります。
- ◆これまで支援が届きにくかった人に支援が届けられるよう、民生委員・児童委員、福祉委員等、地域福祉の担い手との有機的な連携体制を整備します。
- ◆地域のちょっとした困りごとに地域で対応する「ちょこボラ^{*3}」等、地域の実情に応じた市民主体の活動を支援します。

④生活困窮者の支援と自立の促進

- ◆被保護者への適切な支援や自立支援プログラム等による伴走的な支援を行うとともに、直ちに就労が難しい生活困窮者の自立に向けた支援体制の強化を図ります。
- ◆複雑化・複合化した福祉課題を抱える世帯に対して、本人の状態や希望に沿った支援を展開できるよう、CSW等との関わりの中で、地域のつながりを生かした見守りや声かけ活動の活発化を図り、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。
- ◆子どもを貧困と格差の連鎖から救い出すため、教育と福祉の有機的な連携を強化しながら、幅広い支援の充実を図ります。
- ◆ひきこもりなど生活を営む上で困難を有する人やその家族等のニーズを踏まえた支援を行うため、教育と福祉の更なる連携を図りながら、本人の状態や希望に沿った相談支援の充実を図ります。

*1 市町村において、すべての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を行う事業。市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを必須としている。

*2 認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人に不利益が生じないよう、代理人を立てて契約を行ったり、あるいはそれを取り消したりできるようにする制度。

*3 地域まちづくり協議会で行う、生活上のちょっとした困りごとを助け合いで解決する仕組みのこと。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
亀山市ボランティアセンターの登録者数	719人 (令和2年度末現在)	870人 (令和7年度末現在)
成年後見制度の利用人数	2人 (令和2年度)	8人 (令和7年度)
地域主体の支え合いのしくみを構築した地域まちづくり協議会の割合	13.6% (令和2年度)	40.0% (令和7年度)
生活保護世帯で就労能力・意欲のある者が就労・増収となった世帯の割合	40.0% (令和2年度)	50.0% (令和7年度)

② 健康で生きがいを持つ
ての暮らしの充実

(2) 地域福祉力の向上



2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(3) 高齢者の地域生活支援の充実



目指す姿

高齢者が、必要な介護・福祉サービスを受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らしています。

現状と課題

- 本市では、団塊の世代*¹が75歳以上（後期高齢者）となる2025年問題*²を視野に入れて、地域包括支援センター*³の体制を強化し、地域包括ケアシステム*⁴の構築を推進することで高齢化社会に対応できる体制を整えています。今後、団塊ジュニア*⁵世代が65歳となる2040年を見据え、地域包括支援センターの総合相談機能の充実や医療・健康・生きがいづくり、地域との連携強化等、包括的なしくみづくりの推進が求められます。また、高齢者福祉に関わるあらゆる主体の連携強化を図るとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進が求められています。
- 本市では、在宅医療連携システム*⁶である「かめやまホームケアネット」を運用し、多職種の連携の下、医療・介護が必要となった高齢者が住み慣れた自宅で暮らすことができるよう支援しています。今後も高齢化の進展に伴い在宅療養を希望する人の増加が見込まれるため、連携方法を見直すほか、利用しやすいしくみを構築し、在宅療養の支援体制を強化することで認知症施策や看取りの観点を踏まえた取り組みを進めていく必要があります。
- 介護保険事業は、鈴鹿亀山地区広域連合の介護保険事業計画に基づき、様々なサービスが提供されており、市の高齢者福祉施策についても、介護保険事業と連携しながら推進しています。今後は、在宅医療*⁷・介護の推進、認知症施策の充実、家族介護者への支援等、地域における高齢者の暮らしを支援していく必要があります。
- 平成29年4月から開始された介護予防・日常生活支援総合事業の運用に伴い、高齢者の積極的な地域社会への参加を通して、自立支援と介護予防の強化に努めています。また、地域住民が主体的に生活支援を行う「ちょこボラ*⁸」の体制づくりを促進しています。今後も、人生100年時代を見据え、高齢者が住み慣れた地域で健やかに過ごすことができるよう、フレイル*⁹対策としての生きがいづくりや、地域共生社会の実現に向け、地域での見守りや支え合いの体制強化を推進する必要があります。
- 厚生労働省の定める健康寿命延伸プランにおいて、高齢者が住み慣れた地域で健やかに過ごすことができるよう、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、保健事業と介護予防の一体的な実施が求められています。今後、効果的かつ効率的で高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行うため、国保データベースシステム*¹⁰（KDB）等を活用して地域の健康課題を抽出し、地域の特性に応じた取り組みを進める必要があります。

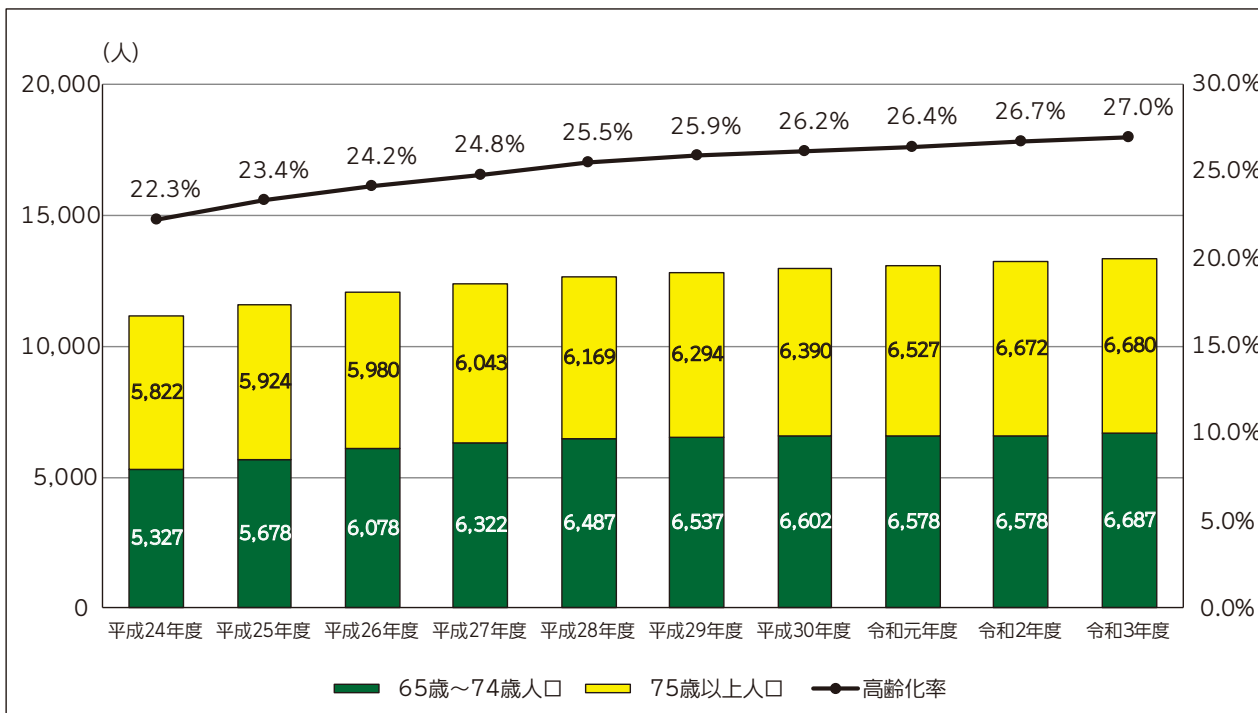
*1 日本において、第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代。

*2 日本において、2025（令和7）年に「団塊の世代」の人々がすべて75歳以上になることにより起こる、医療や介護施設が不足するなどの諸問題のこと。

*3 高齢者の生活を総合的に支えていくことを目的に、2006（平成18）年度から新設された機関のこと。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が中心となって、介護予防に関するケアマネジメントや総合的な相談・支援などを行う。

*4 2025（令和7）年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

■高齢者人口等の推移（各年度4月1日現在）



(資料：市民課)



② 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(3) 高齢者の地域生活支援の充実

- *5 団塊の世代の子どもにあたる世代。
- *6 市内の多職種（医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護事業所、居宅介護支援事業所など）が連携して在宅医療を実施するしくみまたはその名称。
- *7 医師のほか、訪問看護師、薬剤師や理学療法士（リハビリ）等の医療関係者が、患者の住居に定期的に訪問して行う、計画的・継続的な医学管理・経過診療のこと。
- *8 地域まちづくり協議会で行う、生活上のちょっとした困りごとを助け合いで解決する仕組みのこと。
- *9 健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のこと。
- *10 国民健康保険中央会が構築・運用しているデータベースシステムの事。管理している医療情報・特定検診等情報・介護情報を突合・加工することで統計情報や健康に関する情報を作成し、保険者に提供している。

2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(3) 高齢者の地域生活支援の充実

施策の方向

①地域包括ケアシステム^{*1}の推進

- ◆高齢者が安心して在宅で療養できるよう、地域包括支援センター^{*2}が核となり、医療センターをはじめとする地域の医療や介護を担う関係機関と連携し、ニーズに応じた医療・介護サービスを提供できる体制を強化します。
- ◆生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）^{*3}との連携により、地域の高齢者のニーズとサービスをマッチングさせるなど、地域における生活支援サービスの体制整備を推進します。

②介護予防の推進

- ◆高齢者がいきいきと過ごせるよう、健康づくりから介護予防につながる取り組みを推進するとともに、気軽に参加できる活動の場づくりを進めます。
- ◆市民が運営する通いの場や、互いに助け合う生活支援の活動等、地域における自助・互助・共助の活動を支援します。
- ◆高齢者の健康維持やフレイル対策として、保健医療の視点から受診勧奨を行うなど、保健事業と介護予防の一体的な取り組みを推進します。

③高齢者の生活と生きがいづくりの支援

- ◆在宅での支援を必要とする高齢者やその家族の負担軽減を図るため、支援を必要としている人に適切に福祉サービスが提供できるよう生活支援の充実を図ります。
- ◆人生100年時代におけるエイジレス・ライフ^{*4}を推進するため、老人クラブやサロン活動等での交流を通じて、仲間づくりや生きがいづくり、社会参加を支援します。
- ◆高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域における見守りや支え合いの活動を支援します。
- ◆高齢者の多様な就職機会が確保できるよう、関係機関と連携して高齢者の活躍の場の創出を図ります。また、亀山市シルバー人材センターへの支援を通じ、就労の場の開拓を促します。

④認知症高齢者等対策の推進

- ◆認知症に関する知識の普及啓発と早期発見・治療の重要性について周知するとともに、認知症の支援体制の強化を図ります。
- ◆認知症高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、地域での認知症への理解促進を図るとともに、認知症の人や家族に対する支援を行います。

*1 2025（令和7）年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

*2 高齢者の生活を総合的に支えていくことを目的に、2006（平成18）年度から新設された機関のこと。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が中心となって、介護予防に関するケアマネジメントや総合的な相談・支援などを行う。

*3 生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など地域資源の開発や地域のニーズと地域支援のマッチングなどを行う。

*4 年齢にとらわれない自由な生き方のこと。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
かめやまホームケアネット登録者数（累計）	130人 (令和2年度末現在)	320人 (令和7年度末現在)
総合事業で高齢者に通いの場を提供する地域の団体等の数	115団体 (令和2年度)	120団体 (令和7年度)
認知症初期集中支援チームの高齢者及びその家族への支援件数	24件 (令和2年度)	50件 (令和7年度)



2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(4) 障がい者の自立と社会参加の促進



目指す姿

障がいのある人が、自立に向けた支援やサービスを受けながら、住み慣れた地域で自立して暮らしています。

現状と課題

- 本市の障がい者（児）の数は、身体障がい者は減少傾向にある一方で、知的障がい者・精神障がい者は増加傾向にあります。このような中で、本市では国の障害者総合支援法^{*1}に基づく各種障がい福祉サービスや市独自の取り組みを進めています。一方、障がい者やその家族が抱える課題の多様化・複合化が進んでおり、今後も関係機関の連携の下、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう意思決定の支援に配慮し、自立と社会参加に向けた支援が求められています。また、障がい者の重度化や親の高齢化が進む中で、「親亡き後」も見据え、重度の障がいにも対応したグループホーム^{*2}等の居住の場の整備が必要です。
- 医療の進歩などにより、低出生体重児や先天的な疾病を持つ子どもたちの命を救うことができるケースが増えており、医療機関を退院した後も、引き続き自宅で医療的ケアを必要とする障がい児等の増加が見込まれますが、医療的ケアを提供できる障がい福祉サービス事業所の不足等、支援体制に多くの課題があります。医療的ケアを必要とする障がい児等が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、地域の社会資源を充実させる必要があります。
- 本市では、障害者総合相談支援センター「あい」において、障がい者やその家族の相談支援を実施しており、地域の特定相談支援事業所では、障がい者のニーズに応じたサービス等の利用支援、一般相談支援事業所では地域移行や地域定着を支援する相談支援が実施されています。今後も、ライフステージを通して切れ目のない支援を行うため、相談支援体制の充実や福祉、医療、保健、教育等の関係機関の連携強化を図る必要があります。
- 本市では、障がいのある人が住み慣れた地域で自立して生活することができるよう、就労に向けた支援を行っています。今後は、就労移行支援^{*3}事業所や就労継続支援^{*4}事業所等の障がい者就労施設の利用を促進し、就労や生きがいづくりの場を生み出すとともに、関係機関との連携の下、就労定着に向けた支援を行うほか、障がい者の雇用拡大に向けた施策の検討を行う必要があります。
- 社会環境の変化に伴い障がい者やその家族のニーズが多様化するとともに、障がい者サービスに係る経費も年々増加しています。本市においても、限りある財源の中で必要となるサービスを適切かつ効果的に提供していくため、多様化するニーズの把握に努めるとともに、現在の障がい福祉サービスも見直しを行う必要があります。
- 本市では、障がいのある人の自立した生活を支援するため、本市の障がい者医療費助成については、県制度の医療費助成に加え、市単独事業として対象者を拡大して助成を行うことで、障がい者の経済的な負担の軽減を図っています。しかしながら、助成額は毎年増加し続けていることから、制度を持続的に運用するため、現行制度について見直しを行う必要があります。

2

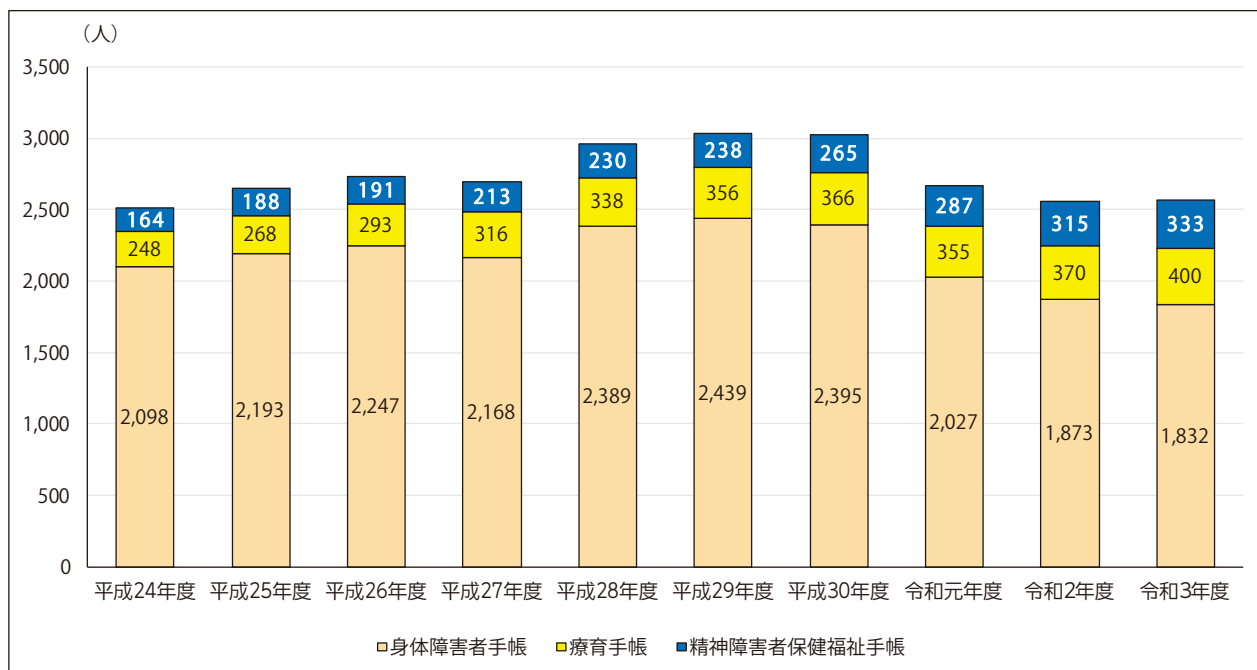
健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(4)

障がい者の自立と社会参加の促進

- 国において、障害者差別解消法^{*5}や障害者虐待防止法^{*6}等、共生社会の実現に向けた法整備が進められています。本市でも、障がいの有無によって分け隔てられることなく互いに認め合い、誰もが自分らしく暮らすことができるよう、障がい者差別の解消や暮らしやすい環境の整備を一層推進する必要があります。

■障がい者数の推移（各年度4月1日現在）



(資料：地域福祉課)

*1 これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づき提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度のもとで一元的に提供するしくみを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めた法律。
 *2 障がい者や認知症の高齢者が、スタッフの支援を受けながら少人数で共同生活をする施設のこと。
 *3 一般企業への就職を目指す障がいのある方を対象に、就職に必要な知識やスキル向上のためのサポートを行う。
 *4 一般就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。A型（雇用型）とB型（非雇用型）がある。
 *5 すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律。
 *6 障がい者の虐待の予防と早期発見及び養護者への支援を講じるための法律。

2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(4) 障がい者の自立と社会参加の促進

施策の方向

①障がい者の自立支援

- ◆障がいのある人が自立して生活できるよう、障害者総合相談支援センターの機能を強化し、重層的な相談支援体制の更なる充実を図ります。
- ◆障がいのある人が地域で安心して働くことができるよう、関係機関と連携し、多様な就労機会を確保するなど、障害者優先調達推進法^{*1}に基づく取り組みを推進します。
- ◆障がいのある人が地域で生活を送り、社会に参加できるよう、医療・保健・福祉・教育及び就労等の関係機関のネットワークの強化を図るとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実を図ります。

②障がい者の福祉サービスの充実

- ◆医療的ケアを必要とする障がい児等への支援など、障がいや生活の状態に応じた福祉サービスの提供を図ります。
- ◆障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人が地域で安心して自立した生活ができるよう、地域生活支援拠点^{*2}等の整備を促進します。
- ◆障がいのある人が経済的に安心して医療を受けることができるよう、制度の持続可能性を踏まえつつ、医療費の自己負担額の軽減を図ります。

③誰もが暮らしやすい社会の実現に向けた取り組み

- ◆すべての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合えるよう、障がい者差別の解消に向けた意識の向上を図るとともに、円滑なコミュニケーション支援等の合理的配慮^{*3}の拡充を推進します。
- ◆関係団体と連携した啓発活動を推進し、市民のユニバーサルデザインに対する考え方や意識の醸成を図ります。

*1 国や地方自治体が、障がい者就労施設等から優先的に物品等を調達するよう努めることを定めた法律。

*2 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。

*3 障がいのある人が日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるものをいう。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
障害者総合相談支援センター「あい」での相談件数	3,243件 (令和2年度)	3,800件 (令和7年度)
就労移行支援*1の利用者数	29人 (令和2年度)	38人 (令和7年度)
医療的ケア児等コーディネーター*2の配置人数	2人 (令和2年度末現在)	3人 (令和7年度末現在)
グループホーム等の利用者数	40人 (令和2年度)	50人 (令和7年度)



② 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(4) 障がい者の自立と社会参加の促進

*1 一般企業への就職を目指す障がいのある方を対象に、就職に必要な知識やスキル向上のためのサポートを行う。
 *2 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童への支援を総合調整する人。

2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(5) 学びによる生きがいの創出



目指す姿

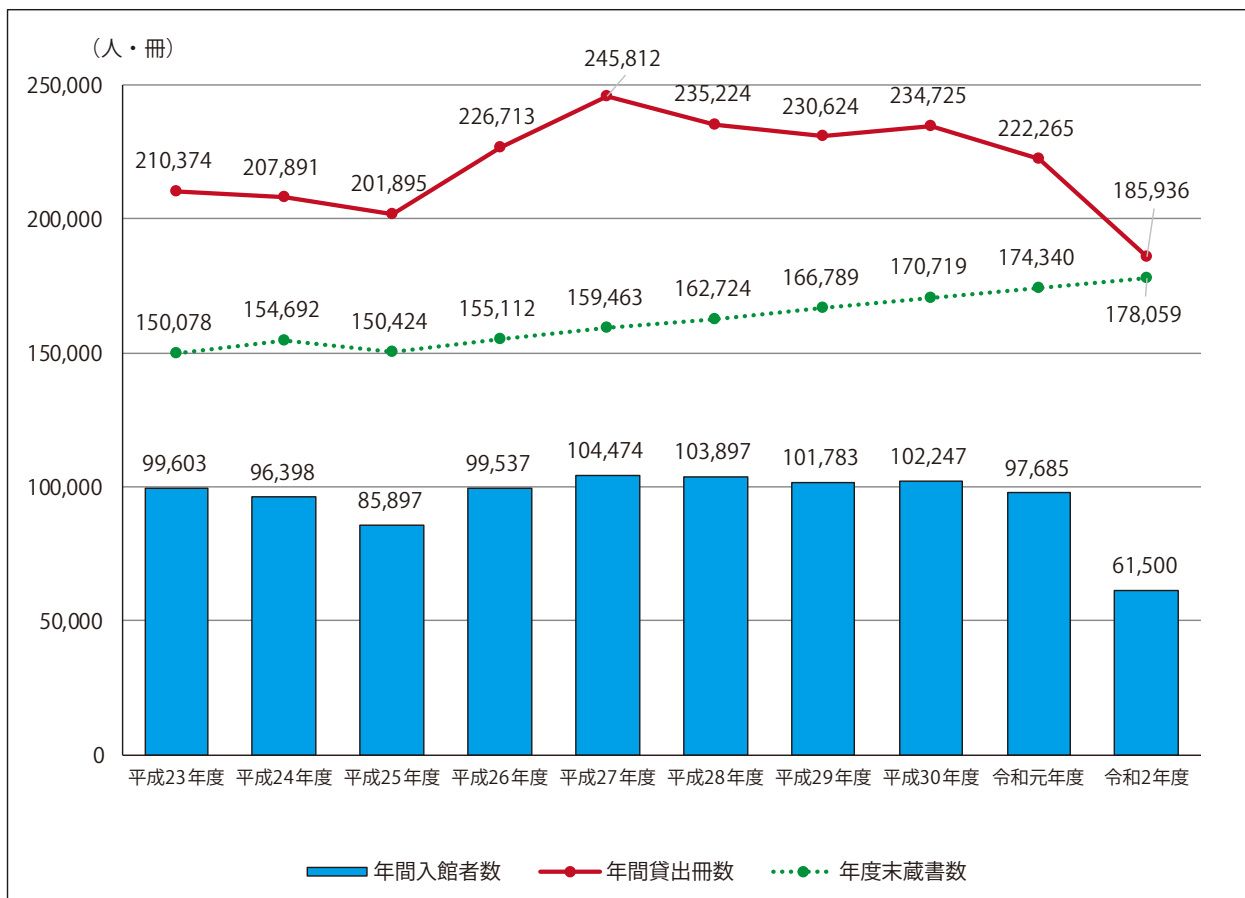
市民が豊かに学び、それぞれの学びの成果によって、地域社会で活躍しています。

現状と課題

- 本市では、様々なキャリアを持った人の地域での活躍を支援するために、新しい学びの場である「かめやま人キャンパス*1」を立ち上げ、まちのくらし人・まちの歴史人・まちの起業人・森と水の守り人の4種類の講座を開催し、受講者が実践的な学びを展開しています。また、地域まちづくり協議会と連携した公民館講座や地域において出前講座を実施することにより、多くの市民に学習機会を提供しています。今後は、学びの成果を地域に還元する「学びの循環」を創出するため、「かめやま人キャンパス」を核とした学習体系の充実を図り、健康づくり、子育て、自然環境の保護等の地域課題の解決につなげられるよう、各分野と連携しながら取り組む必要があります。
- 人々が人生を豊かに過ごすために重要となる読書活動について、近年、若者層を中心に活字離れが指摘される中、本市では、あかちゃんタイムの実施をはじめ、ブックスタートやファミリー読書リレー、かめやま読書チャレンジ等を実施することにより、幼少期からの読書習慣の定着を図るとともに、図書館ボランティアとの協働による図書館まつりや各種行事を実施し、幅広い年代での来館動機を創出を図っています。また、図書館利用者は一定の利用者で構成されており、特に若年層やビジネスパーソンの利用は少ないのが現状です。現在、JR亀山駅周辺整備にあわせ整備を進めている新図書館は、新しい時代に必要な機能を実現することにより、これまで図書館を利用してこなかった年齢層へのアプローチを行い、利用者の拡大につながる取り組みを予定しており、社会の変化に対応しつつ、あらゆる世代への読書習慣の定着を目指すとともに、図書館をまちづくりの拠点として生かす取り組みが求められています。
- 「亀山市生涯学習計画」では、年齢や立場に応じて「いつでも、どこでも、だれでも」が学ぶことができる生涯学習社会を目指しており、身近な地域での学びとして、地区のコミュニティセンターを拠点に、中央公民館による出前講座等を実施しています。「かめやま人キャンパス」では、受講者のオンライン環境が整っている講座について、試行的にオンラインでの講座を開催しています。今後、コロナ禍のような状況であっても学びの場を保障できるよう、デジタル技術を活用した講座の実施を検討する必要があります。また、様々な学びが展開される中、学びの情報の一元的な発信をさらに進める必要があります。

*1 様々なキャリアを持った人の地域での活躍を支援するために亀山市が立ち上げた学びの場。3年間を1期とし、まちのくらし人・まちの歴史人・まちの起業人・森と水の守り人の4種類の講座が開催されている。

■図書館の利用状況の推移



(資料：図書館)



2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(5) 学びによる生きがいの創出

施策の方向

①地域課題の解決に生かせる学びの展開

- ◆学びの成果を地域課題の解決に生かすことができるよう、新しい学びの場である「かめやま人キャンパス*1」を核とした学習体系の充実を進めることにより、地域で活躍できる人材を育成します。
- ◆地域の学びが地域課題の解決につなげられるよう、地域まちづくり協議会と連携し、学びの機会の充実を図ります。
- ◆自然環境や歴史文化等の地域資源を生かした学習機会を充実することにより、まちの魅力を知り、まちの魅力を磨く学びの充実を図ります。

②新図書館を核とした読書活動・市民活動の推進

- ◆図書資料の収集、保存及び提供を主とする図書館の基本的役割を大切にし、市民の誰もが利用しやすい環境を創出し、きめ細かな図書館サービスの提供に努めます。また、新図書館を核とした地域ごとの読書活動拠点を整備し、読書活動ネットワークを構築することで、身近な読書環境づくりを推進します。
- ◆あらゆる世代が読書に親しむ環境を創出し、交流が生まれる新しい学びを展開するため、図書資料の充実を図ります。
- ◆子どもたちや親子が本に親しみ、本を読む習慣を身につけるきっかけになる取り組みを行います。また、親子でゆったりとした時間を過ごしてもらうため、子育てに関連した図書や情報を提供します。
- ◆市民の読書活動や生涯学習の拠点としての機能の向上を図るため、新しい時代に必要な機能を備えた新図書館を整備します。また、読書バリアフリーの観点から、来館に限定しない読書活動の展開を図るため、電子図書の導入を進めます。

③誰もが学べる環境づくり

- ◆身近な地域での学習環境の充実を図るため、地区コミュニティセンター等を学びの活動拠点として活用を図ります。
- ◆市民が必要な学びの情報を得られるよう、市内で開催される多様な主体による学びの情報を一元化して発信します。
- ◆誰もが学べる環境づくりのため、デジタル技術を活用した講座の実施を検討します。

*1 様々なキャリアを持った人の地域での活躍を支援するために亀山市が立ち上げた学びの場。3年間を1期とし、まちのくらし人・まちの歴史人・まちの起業人・森と水の守り人の4種類の講座が開催されている。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
デジタル技術を活用した講座の開催数	8回 (令和2年度)	20回 (令和7年度)
図書館入館者数	61,500人 (令和2年度)	230,000人 (令和7年度)



2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(6) 文化芸術の推進



目指す姿

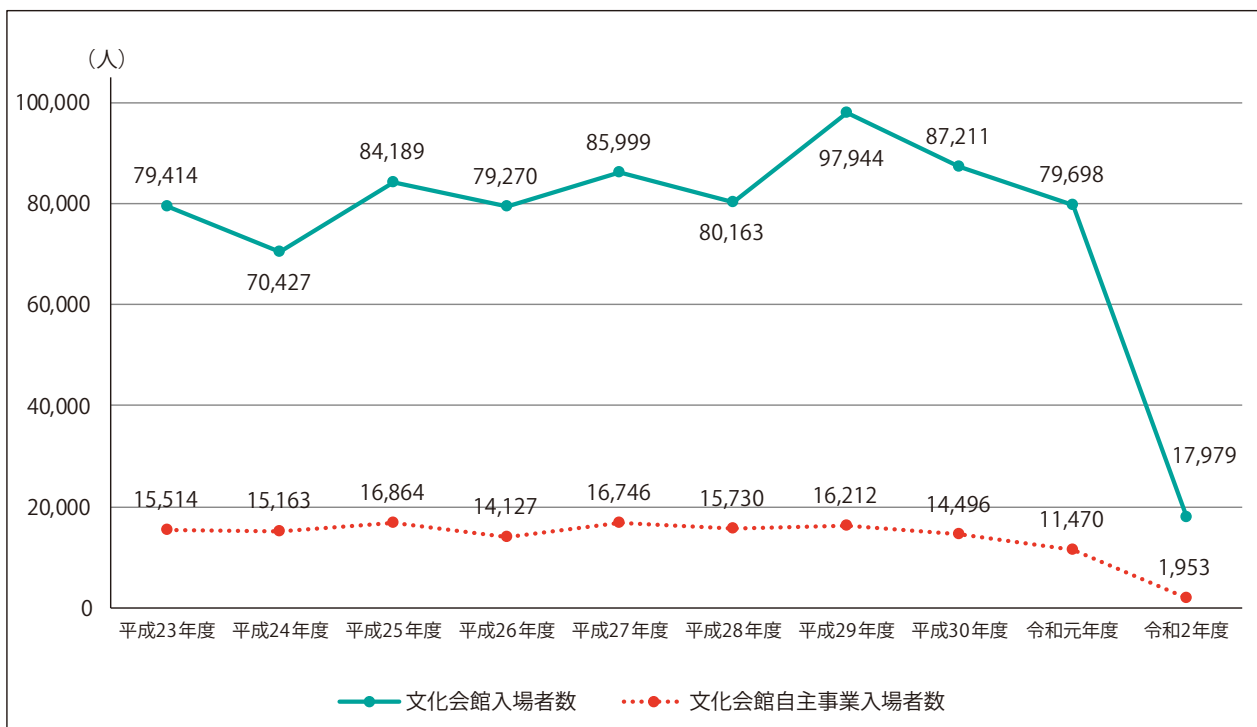
市民が、文化的な個性や魅力にあふれたまちの中で、心豊かに暮らしています。

現状と課題

- 平成29年（2017年）に改正された「文化芸術基本法」では、各地方公共団体において、「地方文化芸術推進基本計画」策定の努力義務が規定されています。本市では、こうした動きを踏まえ、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用するとともに、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光やまちづくり、国際交流等の関連分野における施策を計画の範囲に取り込むことを目指し、令和3年度（2021年度）に亀山市文化芸術基本条例及び亀山市文化芸術推進基本計画を策定し、文化芸術施策を進めています。また、「かめやま文化年プロジェクト」では地場産業や地域資源に焦点をあてた事業を展開し、全市的に文化に関する取り組みを3年に一度行ってきましたが、市民への浸透や事業の開催方法、新型コロナウイルス感染症等への対応に対する課題も明らかになりました。今後、これらの課題を整理し、市民が文化芸術活動に関わる機会をさらに広く創出していくため、文化芸術を生かした地域間・世代間の交流の機会の確保、市民団体への支援による文化芸術活動の促進、これらの情報発信の強化、さらに関係分野との連携が求められます。
- 本市では、文化芸術の拠点となる文化会館の安全確保と長寿命化を図るため、大ホールの冷却塔改修工事等の計画的な機能整備を行っています。今後も施設の長寿命化とともに、市民の施設利用促進に向け継続した改修・整備が必要です。また、文化会館を拠点としたネットワークづくりによる他市との文化交流の推進のため、公共施設の有効活用、多機能なギャラリー空間を備えた文化芸術の拠点づくりを推進する必要があります。
- 本市では、文化会館及び亀山市芸術文化協会と連携して文化会館フェスタや市展、芸文祭を開催するとともに、文化会館を基点とした地域へのアウトリーチ活動^{*1}や市民向け音楽活動、市民ミュージカル、特色ある文化団体への協力等、地域に根ざした文化芸術活動を支援しています。今後も市民の文化芸術意識・意欲の向上に向け、文化芸術に関する積極的な情報発信や文化芸術に優れた人材の育成と市民の自主的な活動の支援、さらに文化芸術体験等の機会の確保と豊かな情操を育む機会の提供を継続して行う必要があります。

*1 公的機関等による地域外への出張サービスであり、芸術文化分野では、芸術家や文化施設などが、芸術文化に触れる機会の少ない人に対し、その生活の場などへ出向き、文化芸術に触れる機会を提供する活動のこと。また、福祉分野では施設に来ることができない高齢者や子どもに対して、住居や近くまで出張しサービスを提供すること。

■文化会館入場者数の推移



(資料：文化課)



2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(6) 文化芸術の推進

施策の方向

①文化芸術施策の推進

- ◆市民の文化芸術活動に関わる機会の更なる創出のため、文化芸術の振興にとどまらず、観光やまちづくりなど関係分野との連携を図ります。
- ◆これまでの「かめやま文化年プロジェクト」を生かし、様々な分野の取り組みと文化芸術の連携により、まちの賑わいや魅力の創出につなげるため、新たな文化年を展開します。
- ◆新たな文化創造につなげられるよう、個人や団体等が相互に交流・連携できる機会を充実するとともに文化芸術を生かした市内外の地域間交流を積極的に推進します。

②文化芸術の拠点づくり

- ◆文化芸術の拠点の核となる文化会館の計画的な機能整備を図り、市民の施設利用を促進します。
- ◆文化会館を核として市内外の文化施設との相互連携によるネットワークづくりを推進します。
- ◆身近な文化芸術の活性化のため、公共施設の有効活用を図ります。

③文化芸術活動の活性化

- ◆市民の文化芸術に対する意識を高めるため、ニューノーマル*¹への対応も見据えた様々な文化芸術活動成果を発表する機会の創出、優れた文化芸術を鑑賞・体験できる機会の提供を図るとともに、積極的な情報発信を行います。
- ◆亀山市芸術文化協会等、文化芸術活動を行う団体との連携を強化し、文化芸術に優れた人材の育成と市民の自主的な活動を支援します。
- ◆文化会館と連携したアウトリーチ活動の充実等、子どもたちの文化芸術体験機会の確保と豊かな情操を育む機会を提供します。



*1 社会に大きな変化が起こり、その変化が起こる前と同じ常態に戻ることができず、新たな環境や常識が定着すること。特に、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行と長期化により、ソーシャルディスタンスの確保や3密回避などの行動変容、デジタル化や地域医療体制強化の加速化など、人々の行動や認識、価値観に変化が生じている。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
関係分野における文化芸術の活用事業数	13事業 (令和3年度)	16事業 (令和7年度)
文化会館自主文化事業にかかる参加・入場者数	1,953人 (令和2年度末現在)	15,000人 (令和7年度末現在)
市主催等の公募展への出演・出展者数	156人 (令和2年度末現在)	200人 (令和7年度末現在)

② 健康で生きがいを持
てる暮らしの充実

(6) 文化芸術の推進



2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(7) スポーツの推進



目指す姿

市民が、スポーツを通じて、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送り、また、その技術や記録の向上を目指してスポーツを楽しんでいます。

現状と課題

- スポーツは心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得等、健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものです。本市では平成29年にスポーツ推進の基本的な方向性を示す「第2次亀山市スポーツ推進計画」を策定し、市民が気軽にスポーツに親しめる環境づくりに努めています。今後は、教育や健康、福祉、建設等の幅広い分野との連携を強化し、市民や関係団体、学校、事業所、行政等が共通認識を持つことにより、地域社会全体でスポーツに関する取り組みを進める必要があります。
- 令和3年に開催が予定されていた三重とこわか国体をはじめ、市内の各種スポーツイベントは、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて中止となりました。しかし、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されたことで、スポーツへの関心は高まり、スポーツ活動の活性化や競技力の向上につながる状況になりつつあり、競技力を向上させる必要があります。スポーツ団体と連携し地域の専門的な指導者やリーダーの育成・活用を図るとともに、有望な競技者の全国大会等への出場を支援することで地元アスリートの発掘、育成を促進する必要があります。
- 市民が、生涯にわたり健康、体力、年齢、技術、目的等に応じてスポーツや運動に親しむことができるよう、世代やニーズに合った様々な活動の機会や活動の場を充実させ、市民のスポーツ活動を促進する必要があります。また、市民一人ひとりがスポーツをすることを特別なことと捉えず、スポーツが生活の中に溶け込み、それぞれの体力や年齢、ライフスタイル等に応じて日常的に親しまれている「スポーツ・イン・ライフ*1」を実践することにより、スポーツの実施率の向上につなげる必要があります。
- スポーツは人と人との交流及び地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成することで、地域の活性化に寄与します。また、トップレベルのスポーツは人々に夢と感動を与え、スポーツへの関心を高めます。今後、スポーツの持つ力をまちづくりに活かすために、トップレベルスポーツの誘致やスポーツツーリズム*2等地域交流を促す施策を検討する必要があります。
- 体育館や野球場、プール等の運動施設については施設整備、修繕等に継続的に取り組み、施設の安全確保に努めています。今後、これら運動施設の老朽化対策や長寿命化を見据え、中長期的な視点に立った計画的な施設改修を進める必要があります。また、地域住民が学校施設等をスポーツ活動の拠点として利用し、継続的にスポーツを楽しみ、交流を深められるよう支援を行う必要があります。

*1 東京オリンピックを契機にスポーツ庁が始めたスポーツ振興のためのプロジェクトの名称。スポーツを行うことが生活習慣の一部となることを目的としている。

*2 スポーツを見に行くための旅行およびそれに伴う周辺観光や、スポーツを支える人々との交流などスポーツに関わる様々な旅行の形態。

■市内の主な運動施設の利用状況の推移

(単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
西野公園	52,595	67,620	81,048	73,561	74,466	71,367	60,489	83,655	74,613	57,848
東野公園	29,489	29,062	32,445	36,889	37,360	35,336	34,252	38,212	44,961	30,761
関B&G海洋センター	32,973	33,114	34,604	34,678	35,445	38,023	41,059	41,661	42,305	26,335
関総合スポーツ公園 多目的グラウンド	10,385	12,732	11,918	10,978	10,065	8,325	9,957	11,407	11,742	8,166
その他	11,805	15,993	11,162	12,093	12,561	10,485	11,860	10,570	8,408	10,417
合計	137,237	158,521	171,177	168,197	169,897	163,536	157,617	185,505	182,029	133,527

(資料：健康政策課)



2

健康で生きがいを持
てる暮らしの充実

(7) スポーツの推進

2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

(7) スポーツの推進

施策の方向

①スポーツ活動の推進

- ◆総合型地域スポーツクラブ*¹やスポーツ団体、関係機関が実施する各種教室や大会を支援し、市民が誰でも気軽にスポーツや運動に取り組めるよう、幅広い参加機会を提供します。
- ◆子どもが身近で気軽にスポーツや運動に取り組むことができるよう、家庭、学校、地域、スポーツ団体が連携してスポーツや運動に親しむ環境づくりに努めます。
- ◆生涯スポーツの推進のため、スポーツ推進委員の取り組みによる地域に根ざしたスポーツ活動の充実を図ります。
- ◆ニュースポーツやアーバンスポーツ*²の普及や環境づくり等、幅広い世代におけるスポーツの裾野の拡大を図ります。

②スポーツ団体の育成と競技力の向上

- ◆スポーツ活動の活性化を図るため、スポーツ活動を行う団体の活動支援に取り組みます。
- ◆スポーツ競技力の向上を目指し、有望な競技者の全国大会等への出場を支援するとともに、新たな支援策の検討・実施により、ジュニアスポーツの機運向上と活性化を図ります。

③スポーツ文化の浸透

- ◆トップレベルの大会開催により高まったスポーツの機運を継続・発展させるため、スポーツツーリズム*³や地域スポーツコミッション*⁴の観点も取り入れつつ、スポーツイベントの企画に取り組みます。
- ◆体力づくりや健康づくりのきっかけとして、日常生活の中で、子どもから大人まで気軽に取り組める「スポーツ・イン・ライフ*⁵」の実践に関する情報を積極的に発信します。

④スポーツの拠点づくり

- ◆市民が快適にスポーツに取り組めるよう、市民ニーズに応じた運動施設の利便性の向上を図り、市民の施設利用を促進します。
- ◆身近にスポーツができる学校施設等の地域の資源を利用して、市民がスポーツを楽しみ、交流を深められるよう支援します。
- ◆中長期的な視点を持った施設改修計画に基づき改修を進めるとともに、施設の長寿命化に向けて調査・検討を行います。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
市や団体等が主催するスポーツ教室・大会の参加者数	11,930人 (令和2年度末現在)	22,000人 (令和7年度末現在)
スポーツ関連団体の構成者数	4,423人 (令和2年度末現在)	4,800人 (令和7年度末現在)
市内の主な運動施設の利用率	70.3% (令和2年度末現在)	76.5% (令和7年度末現在)

*1 だれもが身近な地域で、それぞれの志向・レベルに応じて参加できる、地域住民が自主的・主体的に運営するスポーツクラブのこと。

*2 BMX、スケートボード、パルクール、インラインスケート、ブレイクダンスなどといった、都市型スポーツのこと。広いスタジアムやアリーナのような大掛かりな施設は必要とせず、街中の小さなスペースでも始められるものが多い。

*3 スポーツを見に行くための旅行およびそれに伴う周辺観光や、スポーツを支える人々との交流などスポーツに関わる様々な旅行の形態。

*4 スポーツ大会やイベント、合宿の誘致、スポーツを通じた交流促進等による地域活性化と外部からの誘客を目指す官民一体型の専門組織のこと。

*5 東京オリンピックを契機にスポーツ庁が始めたスポーツ振興のためのプロジェクトの名称。スポーツを行うことが生活習慣の一部となることを目的としている。